

〔設問1〕

1 本件計画決定は、格差訴訟の対象たる「処分」(行政事件訴訟法2条2項)にあたるか。

11 処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体から、行う行為のうち、行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するところの法律上認められているものといふ。

12 平成20年判決が、土地区画整理事業の計画決定の処分性を認めた根拠は、①事業区域内に建物を所有する者は、換地処分を受ける地位に立たれること、②換地処分段階で、争点場合には、その段階に至る時点で計画が既に進行済みで、事情判決(行政訴訟法)がなされる可能性が高い、権利救済の要行性を欠く点にある。

13 本問では、本件計画決定により、建築制限(都市計画法(以下法と称す)5条1項)が加えられたことで、~~換地~~土地区画整理事業と同様の制限を受ける。そして、本件計画決定は、本件区間の工事については未施工であり、その原因が財政的な困難にある。そうすると、本件都市計画に基づき認可し、相当程度の確率でなされることはまたいえる。上記判例の①のような状況にはないといえる。

14 また、上述のよう、本件区間の事業は一切進んでおらず、既に行政処分地との区間工事と見なされていると考えることができ、そうすると、事情判決がなされる状況にあるといえず、上記判決の②の状況に当てはまらない。

15 以上より、本件計画決定については、平成20年判決の射程にはあつ

本件計画決定の成果と計画にそって事業認可の成果とを区別して考える

ない。

16 以上より、本件計画決定の成熟性は認めず、処分性は認めない。

2 したがって、~~処分~~「処分」にはあたらない。

〔設問2〕

第1 違法とする法律論 (1) 本件計画決定は、都市計画法5条1項に違反する

1 都市計画について、事情が変化した場合であっても、かかる計画を維持することは適法と認められる。

2 法21条1項は、都市計画変更の要件として、「都市計画を変更する必要があると認めるとき」との抽象的な文言を用いている。

3 として、都市計画に際しては、自然的・社会的な条件に即して、必要な事項を考慮する必要がある(法5条)「都市の健全な発展と秩序の確保」(法4条)を目的として、専門技術的・科学的に基づき、政策的な判断をしなければならない。

4 したがって、都市計画の変更には、行政の広範な裁量が認められる。

5 として、旧市街地での活性化の重視も、交通需要の増加も、道路密度の考慮も、上記裁量の範囲内での判断であり、この行為は適法である。

第2 違法とする法律論

1 確かに、裁量が認められる。法21条1項は「変更したことがない」として、~~裁量~~効果裁量も認めていた。そこで、裁量は狭く認められる。

第1問

第2問

2 そこで、上述のとおり、旧市街地の活性化は、新たな都市計画の際には ~~また~~ 新たな変化と進行するものであり、考慮すべきではある。また、交通需要の増加に伴っても、十分な事情を考慮して判断した方がよいとす。考慮されたい。

さらに、道路密度についても、地域ごとの個別の事情を考慮することなく、基準道路密度を機械的に適用、これを根拠に本件計画を存続することは、合理的な内容の事実を考慮するものである。

3 よって、本件計画の存続は考慮不足・他事考慮の裁量・逸脱・濫用があり、違法である。

第3 争点

1. 裁量・逸脱・濫用は認めらるか。

(1) 旧市街地の活性化について。

都市政策は、都市計画区域について、自然的・社会的条件について考慮し、「一体の都市として総合的に(活発)整備をしなければならない」ということで、一体の都市として、少なくとも当該地域内に旧市街地もふくめて、活性化せよか、新たに別のものに変わるかについて考慮する必要がある。

よって、活性化を基に、旧市街地について考慮することは裁量権の範囲内にある。

(2) 交通需要の増加。

交通需要の増加の根拠は、旧市街地の活性化である。確かに、活性化が成功すれば、一定量の増加が見込まれることは否定できない。しかし、本件区域の交通量が20年以内の2割も減少 ~~する~~ して、仮にもかかるとい

ふに、これは考慮してないとい、このような事情を考慮して、旧市街地の活性化の時期を17年、20年後、~~2020年~~2025年に、交通量が4倍になることは到底考えられない。よって、交通量の削減という事情を認めて、交通量の4倍増の判断をすることは考慮されるべきである。

(3) 基準道路密度は、これ自体は認めらる。ただし、本件区域に、本件区域も整備をなくして、基準を下回るものは、1キロメートルという、他の地域にも作ることかできているとされている。よって、仮にもかかるとい、これを根拠として、本件区域の整備を存続せよと認めることは、考慮する内容に合理性が認めらる。

2 以上より、本件計画の存続には裁量・逸脱・濫用が認められ、違法である。

1 (疑問)

1 本件計画が適法である場合には、本件を払請求は、損失補償請求である。では、これは認めらるか。

2 都市計画法に損失補償を定める規定がある点について、憲法24条第2項を根拠に請求が認めらる。ただし、損失補償規定がある法を違憲無効とすると、~~都市計画法~~行政目的の明確な実行が阻害されるためである。

また、補償は立法府の意思に反することと条件づけられておらず、都市計画法上、~~都市計画法~~立法府の意思に反するという事情はない。

3 「公衆のため用いる」とは、事業の同時か社会公共の利益にあることという。本件では、本件計画は、交通流浄化を目的として、社会公共の利益に非ずといえる。よって「公衆のため」の解消用いるといえる。



4 では、本問では、補償が必要といえる。

(1) そもそも、29条3項が「正当な補償を要する」として、~~補償~~した趣旨は、4項の個々の犠牲の下に社会全体が利益を得る公平原則に反するところにある。そこで、特別の犠牲といえる場合には、補償が必要である。

(2) 本問では、財産権制限の対象となるのは、都市計画区域に在る若くは、一般人も対象としている。

また、建築制限も、除却が困難なものの建築が制限されたものである。

もと、上記建築制限は42年という長い期間にわたっていると27

8、このように長期間が経過すると、建築物も老朽化する上、住民の年齢も家族構成も変化することから、いつか建築制限の建て替えが必要となる期間を超えても建築制限は、財産権に内在する範囲といえる。

(3) 以上、本問における財産権の制限は特別の犠牲といえる。

5 したがって、本件支払請求は認められる。

以上